

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

水戸市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

水戸市長

公表日

令和8年9月25日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容	「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報(国民健康保険の資格、賦課、収納、滞納、給付に関する事務において取り扱う。) ①被保険者からの届出により資格の得喪・変更などの台帳を整備し資格情報の管理。 ②国民健康保険税を算出し賦課決定するために、被保険者の所得情報等の確認。 ③徴収した国民健康保険税の収納情報の管理。 ④滞納者への滞納整理を行うための滞納情報の管理。 ⑤被保険者への給付事務を行うための給付情報の管理。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。) または医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(以下「基盤機構」という。)(以下「基盤機構等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供については共同して基盤機構等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。) 及び基盤機構(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認等の準備業務」という。)> オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、基盤機構が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③対象人数	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 [10万人以上30万人未満]

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国保資格管理システム
②システムの機能	①資格異動機能 国保資格の取得喪失、退職の取得喪失、限度額認定の認定解除、マル学マル遠取得喪失などの異動を行う。 ②履歴修正削除機能 国保資格の履歴を修正・削除を行う。 ③履歴追加機能 国保資格の過去分に履歴を追加する。 ④強制退職者取り込み機能 年金受給者情報を取り込んで強制的に退職にする。 ⑤世帯照会機能 最新世帯状態と個人の履歴を照会する。 ⑥再発行機能 資格確認書、資格情報のお知らせ、各種異動連絡票、各種認定証、特定疾病受領証を再発行する。 ⑦一括処理機能 随時、年次で行う一括処理をする。 ⑧帳票出力機能 各種台帳や一覧表を出力する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム2	
①システムの名称	国保滞納対策システム
②システムの機能	①異動機能 資格確認書、資格情報のお知らせの該当非該当の異動を行う。 ②照会機能 資格確認書、資格情報のお知らせの該当非該当の照会を行う。 ③再発行機能 資格確認書、資格情報のお知らせの再発行を行う。 ④帳票出力機能 資格確認書、資格情報のお知らせの該当者の各種帳票作成を行う。 ⑤一括更新処理機能 随時、年次で行う一括処理をする。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	前期高齢システム
②システムの機能	①資格異動機能 70歳以上の者を前期高齢者として負担区分の判定を行う。 前期高齢を非該当にする。 前期高齢該当者に対して負担区分の再判定を行う。 基準収入額適用申請の処理を行う。 ②帳票出力機能 限度額・減額認定の対象にして、証を発行する。 ③照会機能 個人の負担区分の履歴を照会する。 ④一括処理機能 随時、月次、年次で行う一括処理をする。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	国民健康保険給付管理システム
②システムの機能	①支給申請機能 高額療養費、療養費、食事療養費標準負担額差額、出産育児一時金、葬祭費の支給申請情報の管理を行う。 ②支給管理機能 各種支給申請情報の支給(不支給)決定処理、及び支払処理を行う。 ③レセプト管理機能 レセプト情報登録及びチェック、過誤返戻情報の管理、再審査情報の管理を行う。 ④高額管理機能 高額療養費の計算を行い、高額療養費の申請勧奨を行う通知の作成を行う。 ⑤一括処理機能 都道府県等に提出する報告資料の作成を行う。 ⑥口座管理機能 支払い先口座情報の管理を行う。 ⑦医療機関等管理機能 医療機関の情報(名称、所在地等)を管理する。 ⑧高額介護合算機能 高額介護合算療養費の申請情報の管理及び、支給管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム5	
①システムの名称	国民健康保険税システム
②システムの機能	①照会処理機能 世帯の課税情報、加入状況を確認する。 ②賦課処理・一括処理 国保資格の異動や所得の変更があった世帯に対し賦課計算を行う。 ③適用除外登録機能 対象者に対し適用除外（該当施設入所等）の登録を行い、異動情報を作成する。 ④所得照会機能 被保険者の前住所地の自治体へ所得照会文書を作成する。 ⑤簡易申告機能 海外転入や前住所地の自治体への照会では所得が判明しなかった場合に、申告が必要となる者に対して申告書を作成する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 戸内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム6	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	①賦課管理機能 賦課した市税の調定管理を行う。 ②収納管理機能 納付された市税の消込処理を行い収入管理を行う。 ③還付・充当・督促・催告機能 未過納の抽出を行い、過納者に還付・充当処理、未納者に督促・催告処理を行う。 ④納付書及び納税証明発行機能 納付書の再発行及び納税証明書の発行を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 戸内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム7	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	①未納情報名寄機能 各市税の未納情報を名寄せし管理を行う。 ②滞納情報分析機能 滞納整理方針決定のための分析資料として、未納情報の集計処理を行う。 ③催告管理機能 滞納整理方針に基づき催告に必要な調査情報の管理を行う。 ④分納管理機能 納付相談や必要に応じた分納計画の作成を行う。 ⑤滞納処分機能 交付要求や差押などの滞納処分を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 戸内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）

システム8	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	①宛名照会機能 住登外者, 共有者, 事業所情報の照会を行う。 ②住登外管理機能 住登外者の宛名情報を作成し宛名番号の付番, 管理を行う。 ③管理人管理機能 納税管理人等の情報の作成, 管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム9	
①システムの名称	税照会証明管理システム
②システムの機能	①税照会証明管理機能 税の各種証明書を発行を行う。 ②証明書発行履歴管理機能 各種証明書の発行履歴の管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム10	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	①統合データベース機能 個別業務システム間で必要となる連携データを一括管理し, 個別業務システムへ提供する。 ②共通管理機能 各業務システムを利用する際に必要となる認証やアクセス制御等の管理機能を一元化した機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (各業務システム)
システム11	
①システムの名称	口座管理システム
②システムの機能	①口座振替情報管理機能 振替申請者の口座情報を作成, 管理する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム12

①システムの名称	団体内統合宛名システム	
②システムの機能	①個人番号管理機能 個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理を行う。 ②アクセス制御機能 個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う。 ③個人番号確認機能 個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する。 ④中間サーバー連携機能 情報連携で必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバーへ連携する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他（中間サーバー、各業務システム）	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム13

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (

システム14									
①システムの名称	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（*）」という。） *国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。								
②システムの機能	①資格継続業務 (1)被保険者異動情報（資格情報（世帯）ファイル、資格情報（個人）ファイル）の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能（*）を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信（国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル） 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日（転出）と適用開始日（転入）の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 ②高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出（継続候補世帯リスト） 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定（継続世帯確定リスト） 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ（転出地市区町村高額該当情報データ）を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 ③オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (1)被保険者異動情報（資格情報（世帯）ファイル、資格情報（個人）ファイル）の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能（*）を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 *ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合（国保集約）システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合（国保集約）システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td><td>[] 庁内連携システム</td></tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>[] 既存住民基本台帳システム</td></tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td><td>[] 税務システム</td></tr> <tr> <td>[] その他 （</td><td>）</td></tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 （	）
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 （	）								

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、79、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173、の 項 (情報照会の根拠) 1、2、3、48、69、70、71の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	水戸市役所 保健医療部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1.国民健康保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
その必要性	適正な国民健康保険事務を行うために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	①識別情報 個人番号及びその他識別情報は、対象者を正確に特定するために保有する。 ②連絡先等情報 国民健康保険の被保険者の居住地、世帯情報を把握するために保有する。 ③業務関係情報 地方税関係情報は、国民健康保険税を計算し賦課事務を行い、対象者に対し納税通知書、各種証明書を発行するため。 医療保険関係情報は、各種事務処理を行うために被保険者の情報を保有する。 年金関係情報は、特別徴収処理を行うために年金の情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健医療部国保年金課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 (市民環境部市民課, 財務部市民税課, 財務部収税課) [☐] 行政機関・独立行政法人等 (情報提供ネットワークを利用する機関) [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 (情報提供ネットワークを利用する機関) [☐] 民間事業者 () [☐] その他 (茨城県国民健康保険団体連合会)

②入手方法		[☐] 紙 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 電子メール [☒] 専用線 [☐] 庁内連携システム [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] その他 ()
③使用目的 ※		個人の情報を的確に把握し、正確な国民健康保険の資格管理、賦課及び給付事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	保健医療部国保年金課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①資格確認証等発行に関する事務 資格を付与し対象者へ資格確認書・資格情報のお知らせを発行する。 ②高齢受給者証発行に関する事務 負担区分を判定し、対象者へ高齢受給者証を発行する。 ③給付に関する事務 医療機関からの請求情報の審査及び高額療養費の算定及び支払を行う。 ④賦課情報の作成・通知 被保険者の加入状況の管理と世帯の課税状況の管理を行う。 賦課計算を行い、納税通知書を発行する。
	情報の突合	必要に応じ、国民健康保険事務にて保有する情報と、当該システムにおける宛名情報と、他団体、庁内他部署等から入手した情報と突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する (5) 件 2) 委託しない
委託事項1		基幹系業務システム運用保守業務委託
①委託内容		国民健康保険システムのパッケージアプリケーションの保守、各種処理や帳票印刷等のシステム運用など必要な範囲で、特定個人情報の取扱いを委託。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ジーシーシー
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業務の附属業務についてやむを得ず再委託する必要がある時は、あらかじめ委託先と書面により再委託する業務内容及び再委託先を確認した上で許諾している。
	⑥再委託事項	納税通知書等の印字・製本・封入・封緘等
委託事項2		資格継続業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信及び登録を行う。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		茨城県国民健康保険団体連合会

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項	資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。
委託事項3		高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市区町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		・療養給付の審査・支払に付随する業務として、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		茨城県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲等を記載した書面による再委託申請の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項	高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。
委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		茨城県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲等を記載した書面による再委託申請の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)
委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

[illegible]

移転先2	福祉部 障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の8,87の項
②移転先における用途	障害福祉業務に関する事務で主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （)
⑦時期・頻度	随時
移転先3	保健医療部 感染症対策課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の14の項
②移転先における用途	予防接種業務に関する事務で主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [] その他 （)
⑦時期・頻度	随時
移転先4	福祉部 生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の23,68の項
②移転先における用途	生活保護業務に関する事務で主務省令で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等に関する事務で主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険資格・賦課収納・給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者

⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他（ ）
⑦時期・頻度	随時
移転先5	福祉部 高齢福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の61の項
②移転先における用途	老人福祉業務に関する事務で主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険資格関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）
⑦時期・頻度	年次・随時
移転先6	福祉部 介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の100の項
②移転先における用途	介護保険業務に関する事務で主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険資格関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）
⑦時期・頻度	随時
移転先7	保健医療部 国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号利用条例」という。）第3条第3項別表第1の2の項
②移転先における用途	戸市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	医療保険資格関係情報

[illegible]

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

ファイル名	資格管理ファイル
No	項目名
1	宛名番号
2	異動事由コード
3	サブ異動事由コード
4	国保資格届出 届出日
5	国保資格届出 異動日
6	国保資格届出 備考
7	国保資格届出 登録日時
8	記号番号
9	世帯取得 届出日
10	世帯取得 取得日
11	世帯喪失 届出日
12	世帯喪失 喪失日
13	世帯主取得 届出日
14	世帯主取得 取得日
15	世帯主 個人番号
16	国保取得 異動事由 コード
17	国保取得 届出日
18	国保取得 取得日
19	国保取得 社保保険者番号
20	国保取得 社保記号番号
21	国保取得 社保扶養者氏名
22	国保喪失 異動事由 コード
23	国保喪失 届出日
24	国保喪失 喪失日
25	国保喪失 社保保険者番号
26	国保喪失 社保記号番号
27	国保喪失 社保扶養者氏名
28	退職取得 異動事由 コード
29	退職本人扶養区分 コード
30	退職取得 届出日
31	退職取得 取得日
32	退職取得 公年受給者番号
33	退職取得 期間
34	退職取得 発生年月
35	年金制度コード 番号
36	年金種別コード 番号
37	扶養者取得 届出日
38	扶養者取得 取得日
39	退職本人 個人番号
40	退職本人との続柄
41	退職喪失 異動事由 コード
42	退職喪失 届出日
43	退職喪失 喪失日
44	例外区分 コード
45	例外取得 届出日
46	例外取得 取得日
47	例外取得 学遠終了予定日
48	例外取得 備考
49	例外取得 転出先住所
50	例外喪失 届出日
51	例外喪失 喪失日
52	食事療養段階 コード
53	食事療養取得 届出日
54	食事療養取得 取得日

55	食事療養喪失 届出日
56	食事療養喪失 喪失日
57	特定疾病 病名コード
58	特定疾病取得 届出日
59	特定疾病取得 取得日
60	特定疾病喪失 届出日
61	特定疾病喪失 喪失日
62	市区町村コード 自治体コード(旧)

ファイル名	資格状況履歴ファイル
No	項目名
1	宛名番号
2	年度
3	資格状況履歴 資格状況フラグ
4	資格状況履歴 短期区分
5	資格状況履歴 資格異動日
6	資格状況履歴 交付日
7	資格状況履歴 有効期限日

ファイル名	前期高齢管理ファイル
No	項目名
1	宛名番号
2	負担区分 年度
3	負担区分コード 番号
4	負担区分 適用日
5	負担区分 判定事由コード 番号
6	負担区分 判定該当日
7	負担区分 判定日
8	負担区分 経過措置区分
9	負担区分 離職軽減対象者
10	負担区分 扶養控除
11	減額認定 年度
12	減額認定 申請日
13	減額認定 認定日
14	減額認定 有効期限
15	減額認定 長期入院申請日
16	減額認定 長期入院該当日

ファイル名	給付管理ファイル
No	項目名
1	宛名 番号
2	科別 番号
3	都道府県番号
4	医療機関番号
5	保険者番号
6	種別 番号
7	特殊区分 番号
8	割合区分 番号
9	金額区分 番号
10	入外区分 番号
11	レセプト番号
12	長処区分 番号
13	診療科目 番号
14	病類コード1
15	病類コード2
16	減額免除 番号
17	家族区分 番号
18	交通事故区分 番号
19	診療年月
20	被保険者番号
21	性別
22	生年月日
23	診療開始年月日
24	診療実日数
25	第一公費負担者番号
26	第一公費受給者番号
27	第一公費実日数
28	第二公費負担者番号
29	第二公費受給者番号
30	第二公費実日数
31	初診料
32	初診回数
33	再診料
34	再診回数
35	外来管理加算
36	外来管理加算回数
37	指導料
38	調剤技術基本料
39	処置回数
40	手術・麻酔回数
41	処方箋回数
42	補診
43	入院年月日
44	医学管理料
45	決定点数
46	決定金額
47	第一公費点数
48	第一公費負担額
49	第一公費患者負担額
50	第二公費点数
51	第二公費負担額
52	第二公費患者負担額
53	食事日数
54	食事療養

55	標準負担額
56	第一公費食事日数
57	第一公費食事療養
58	第一公費標準負担額
59	第二公費食事日数
60	第二公費食事療養
61	第二公費標準負担額
62	薬剤
63	第一公費薬剤
64	第二公費薬剤
65	(現物高額)高齢入院
66	(現物高額)その他
67	費用額
68	保険者負担額
69	一部負担額
70	当該診療年月
71	被保険者負担割合
72	所得区分 番号
73	税区分 番号
74	生活療養区分
75	限度額適用区分 番号
76	(処方箋発行)都道府県番号
77	(処方箋発行)科別
78	(処方箋発行)医療機関番号
79	分娩区分
80	月中長寿
81	月中国保
82	月中国保(補正)
83	レセプト全国共通キー
84	国保連レセプト番号

ファイル名 国民健康保険税賦課情報ファイル	
No	項目名
1	自治体コード
2	調定年度
3	賦課年度
4	記号番号
5	通知書番号
6	世帯主宛名番号
7	賦課年月日
8	仮算本算区分
9	世帯資格区分
10	世帯区分
11	賦課期日区分
12	軽減判定区分
13	減免指定区分
14	税額変更区分
15	脱退区分
16	介護区分
17	限度超過世帯
18	介護限度世帯
19	更正年月日
20	緩和措置区分
21	支援金限度世帯
22	特例軽減区分
23	年税額
24	減免額
25	宛名番号
26	生年月日
27	全体加入月数
28	退職加入月数
29	月別加入状況
30	資格区分
31	国保得喪区分
32	国保得喪年月日
33	国保届出年月日
34	退職得喪年月日
35	退職届出年月日
36	退職本人扶養区分
37	世帯取得日
38	世帯喪失日
39	介護加入状況
40	介護月数
41	除外区分
42	除外開始日
43	除外終了日
44	除外受付日
45	日別加入状況
46	月別特例軽減状況
47	日別特例軽減状況
48	離職日
49	離職届出日
50	月別旧社保該当状況
51	課税所得
52	失業軽減後課税所得
53	捕捉年月
54	処理年月

55	特別徴収義務者番号
56	年金コード
57	基礎年金番号
58	通知内容コード
59	特別徴収制度コード
60	各種区分コード
61	処理結果コード
62	各種年月日
63	特別徴収判定日
64	特別徴収判定結果
65	特別徴収依頼作成年月日
66	特別徴収中止区分コード
67	特別徴収中止事由コード
68	特別徴収中止登録年月日
69	特別徴収中止依頼作成年月日

構成情報		識別情報
No	項目名	
1	個人番号	
2	宛名番号	

構成情報		連絡先等情報
No	項目名	
1	氏名	
2	生年月日	
3	性別	
4	住所	
5	電話番号	
6	世帯番号	
7	続柄	
8	世帯主氏名	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
2. 収納・滞納整理ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険税賦課情報ファイルが作成された者のうち課税された者	
	その必要性	国民健康保険税の収納滞納状況を適正に管理するために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
	その妥当性	①識別情報 個人番号及びその他識別情報は、対象者を正確に特定するために保有する。 ②連絡先等情報 納税義務者の収納及び滞納関係の基礎情報として管理するために保有する。 ③業務関係情報 地方税関係情報は、国民健康保険税の徴収及び滞納整理事務を行うために保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	財務部税務事務所収税課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 (市民環境部市民課, 保健福祉部国保年金課) [☐] 行政機関・独立行政法人等 (情報提供ネットワークを利用する機関) [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 (情報提供ネットワークを利用する機関) [☐] 民間事業者 () [☐] その他 ()	

		[] 紙	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[] フラッシュメモリ
②入手方法		[] 電子メール	[] 専用線	[○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [] その他 ()
③使用目的 ※		個人の情報を的確に把握し、正確な国民健康保険税の徴収及び滞納整理事務を行うため。		
④使用の主体	使用部署	財務部税務事務所収税課		
	使用者数	[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法		①収納事務 国民健康保険の賦課した税額に基づき徴収した収納管理、還付・充当、督促などの収納事務を行う。 ②滞納整理事務 滞納者への催告、延滞金の計算を行うなどの滞納整理事務を行う。 滞納者の財産調査を行うなどの滞納処分事務を行う。		
	情報の突合	必要に応じ、国民健康保険税賦課情報ファイルにて保有する情報と突合を行う。		
⑥使用開始日		平成28年1月1日		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する]	<選択肢>	1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		基幹系業務システム運用保守業務		
①委託内容		システムのパッケージアプリケーションの保守、各種処理や帳票印刷等のシステム運用など必要な範囲で、特定個人情報の取扱いを委託。		
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社ジーシーシー		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢>	1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法			
	⑥再委託事項			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無		[] 提供を行っている () 件	[○] 移転を行っている () 件	[] 行っていない
提供先1				
①法令上の根拠				
②提供先における用途				
③提供する情報				
④提供する情報の対象となる本人の数		[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲				

⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先1	財務部税務事務所市民税課
①法令上の根拠	番号利用条例第3条第3項別表第1の6の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	医療保険の納付に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	収納管理システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<水戸市における措置> サーバは、データセンターに設置しており、セキュリティゲートにて入退館管理(※)をしている建物の中で、さらに入退出管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管している。 ※サーバ室への過室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバ室への入退室するものが権限を有することをICカードと生体認証で確認し管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

ファイル名	収納管理ファイル
No	項目名
1	納税義務者_宛名番号
2	納付書宛先_宛名番号
3	固定所有者_宛名番号
4	自治体コード
5	調定年度
6	賦課年度
7	科目コード
8	通知書番号
9	年税額
10	年税按分額
11	法定納期限等
12	法人宛名番号
13	事業年度
14	事業年度開始日
15	事業年度終了日
16	調定年月日
17	申告区分
18	本来調定年月日
19	法定納期限
20	指定納期限
21	延長納期限
22	申告受付日
23	当初申告受付日
24	更正決定通知日(市町村)
25	更正決定通知日(国)
26	延滞金除算期間開始日
27	延滞金除算期間終了日
28	重加算金額
29	減額理由
30	修正申告区分
31	更正決定理由
32	減額発生日
33	減額調定日
34	控除額
35	更正請求日
36	納通公示日
37	納通公示理由
38	異動事由
39	国保記号番号
40	軽自標識番号
41	軽自車種
42	特徴指定番号
43	介護被保険者番号
44	更正日
45	期別
46	現年・過年度区分
47	一般・随時区分
48	期別調定額
49	確定延滞金
50	課税前延滞金基準日
51	課税前延滞金
52	督促手数料
53	納期限
54	滞納処分名称

55	滞納処分開始日
56	滞納処分終了日
57	滞納処分備考
58	按分名称
59	期別按分額
60	特徴退職人数
61	期別履歴その他名称
62	期別履歴その他金額
63	納付書発送年度
64	納付書発送科目
65	納付書発送本税額
66	納付書発送延滞金
67	納付書発送手数料
68	納付書発送日
69	納付書種類
70	納付書発送MPN確認番号
71	納付書OCR番号
72	納付書発送コンビニコード番号
73	納付書発送按分額
74	繰越年度
75	繰越調定額
76	繰越按分額
77	軽自口座領収発送日
78	口座振替宛名番号
79	口座振替請求額
80	口座振替不能事由
81	催告発送日
82	督促発送日
83	督促金額
84	督促公示送達日
85	督促公示理由
86	消込アンマッチ名称
87	領収書登録方法
88	領収書種類
89	納付区分
90	納付歳入出年度
91	納付歳入出区分
92	速報本税額
93	速報延滞金
94	速報手数料
95	領収日時
96	会計日(確報日)
97	コンビニ名称
98	コンビニ店舗
99	CVS消込バーコード
100	CVS自治体コード
101	CVS調定年度
102	CVS賦課年度
103	CVS科目コード
104	CVS通知書番号
105	CVS期別
106	CVS消込納付額
107	CVS消込本税額
108	CVS消込延滞金

109	CVS消込手数料
110	MPN消込チャネル
111	MPN消込金融機関
112	MPN消込支店
113	MPN法人宛名番号
114	MPN宛名番号
115	MPN申告区分
116	MPN事業年度開始
117	MPN事業年度終了
118	MPN消込本税額
119	MPN消込延滞金
120	MPN消込納付方式
121	MPNクレジットカード番号
122	MPNクレジット会社番号
123	OCR分冊番号
124	OCR納付書発送年度
125	OCR領収書歳入年度
126	OCR領収書領収日
127	OCR自治体コード
128	OCR調定年度
129	OCR賦課年度
130	OCR科目コード
131	OCR期別
132	OCR事業年度開始
133	OCR事業年度終了
134	OCR領収書本税額
135	OCR領収書延滞金
136	OCR領収書手数料
137	OCR領収書按分額
138	OCR読込連番
139	領収日
140	会計日
141	会計受入年度
142	払込金融機関
143	払込支店
144	納付本税額
145	納付延滞金額
146	納付督促手数料
147	納付按分本税額
148	還付年度
149	還付通知番号
150	過誤納還付通知番号
151	過誤納発生日
152	過誤納解消日時
153	支払開始日
154	還付確定日
155	還付通知発送日
156	充当確定日
157	還付時効日
158	還付支払日
159	還付会計日
160	還付加算金起算日
161	還付加算金決定日
162	還付充当歳入出年度
163	還付充当歳入出区分
164	還付充当(振込先)金融機関名称

165	還付充当(振込先)支店名称
166	還付充当(振込先)口座種別
167	還付充当(振込先)口座番号
168	還付充当(振込先)口座名義人
169	還付充当(送付先)郵便番号
170	還付充当(送付先)住所
171	還付充当(送付先)氏名
172	還付充当義務者氏名
173	還付充当特徴個人宛名番号
174	還付充当過誤納理由
175	還付充当正当額本税額
176	還付充当正当額延滞金
177	還付充当正当額手数料
178	還付充当納付額本税額
179	還付充当納付額延滞金
180	還付充当納付額手数料
181	還付本税額
182	還付延滞金
183	還付手数料
184	還付加算金
185	還付按分本税額
186	充当本税額
187	充当延滞金
188	充当手数料
189	充当先通知書番号
190	充当先期別
191	充当先未納本税額
192	充当先未納延滞金
193	充当先未納手数料
194	充当先納付本税額
195	充当先納付延滞金
196	充当先納付手数料
197	充当按分本税額
198	充当先按分本税額

ファイル名	滞納整理ファイル
No	項目名
1	滞納管理番号
2	宛名番号
3	担当者
4	特記事項
5	訪問区分
6	分類コード
7	関連者宛名番号
8	関連者続柄
9	所在地情報 調査日
10	所在地情報 氏名カナ
11	所在地情報 氏名
12	所在地情報 住所
13	所在地情報 所在調査コード
14	所在地情報 備考
15	勤務先情報 調査日
16	勤務先情報 名称
17	勤務先情報 住所
18	勤務先情報 電話番号
19	勤務先情報 内線番号
20	勤務先情報 指定番号
21	勤務先情報 受給者番号
22	勤務先情報 勤務状況区分
23	勤務先情報 備考
24	勤務先情報 宛名番号
25	生活保護情報 開始日
26	生活保護情報 終了日
27	生活保護情報 理由
28	調査登記簿情報 種別
29	調査登記簿情報 調査対象住所
30	調査登記簿情報 家屋番号
31	調査登記簿情報 土地枚数
32	調査登記簿情報 家屋枚数
33	経過記録情報 担当者
34	経過記録情報 経過記録日
35	経過記録情報 経過記録時間
36	経過記録情報 相手
37	経過記録情報 内容
38	経過記録情報 場所
39	経過記録情報 催告金額
40	経過記録情報 催告期限
41	経過記録情報 納付額
42	経過記録情報 経過記録内容
43	経過明細情報 調定年度
44	経過明細情報 賦課年度
45	経過明細情報 税目
46	経過明細情報 自治体コード
47	経過明細情報 表示通知書番号
48	経過明細情報 表示期別
49	経過明細情報 納期限日
50	経過明細情報 法定納期限等
51	経過明細情報 納付額
52	経過明細情報 延滞金
53	経過明細情報 督促手数料
54	経過明細情報 領収書番号

55	経過明細情報 現年滞繰越区分
56	経過明細情報 関連者宛名番号
57	経過明細情報 関連者元宛名番号
58	調査結果情報 預金_調査日
59	調査結果情報 預金_回答日
60	調査結果情報 預金_金融機関
61	調査結果情報 預金_預金種別
62	調査結果情報 預金_満期日
63	調査結果情報 預金_口座番号
64	調査結果情報 預金_口座名義人カナ
65	調査結果情報 預金_預金残高額
66	調査結果情報 預金_最終取引日
67	調査結果情報 預金_備考
68	調査結果情報 収入_調査日
69	調査結果情報 収入_回答日
70	調査結果情報 収入_収入種類
71	調査結果情報 収入_調査先
72	調査結果情報 収入_備考
73	調査結果情報 収入_第三債務者住所
74	調査結果情報 収入_第三債務者名称
75	調査結果情報 収入_第三債務者電話番号
76	調査結果情報 収入_内容
77	調査結果情報 保険_調査日
78	調査結果情報 保険_回答日
79	調査結果情報 保険_契約日
80	調査結果情報 保険_満期日
81	調査結果情報 保険_保険会社
82	調査結果情報 保険_保険種類
83	調査結果情報 保険_証券番号
84	調査結果情報 保険_保険料額
85	調査結果情報 保険_解約返戻金
86	調査結果情報 保険_契約者
87	調査結果情報 保険_被保険者
88	調査結果情報 保険_受取人
89	調査結果情報 保険_取扱金融機関
90	調査結果情報 保険_口座番号
91	調査結果情報 保険_口座名義人カナ
92	調査結果情報 保険_備考
93	調査結果情報 債権他_調査日
94	調査結果情報 債権他_回答日
95	調査結果情報 債権他_債権種類
96	調査結果情報 債権他_内容
97	調査結果情報 債権他_金額
98	調査結果情報 債権他_備考
99	調査結果情報 債権他_第三債務者住所
100	調査結果情報 債権他_第三債務者名称
101	調査結果情報 債権他_第三債務者電話番号
102	調査結果情報 不動産_調査日
103	調査結果情報 不動産_回答日
104	調査結果情報 不動産_財産種類
105	調査結果情報 不動産_内容
106	調査結果情報 不動産_備考
107	調査結果情報 動産_調査日
108	調査結果情報 動産_回答日

109	調査結果情報 動産_動産種類
110	調査結果情報 動産_内容
111	調査結果情報 動産_金額
112	調査結果情報 動産_備考

165	処分予定財産情報 財産内容
166	処分予定財産情報 備考
167	処分予定財産情報 宛先(債権用)
168	処分予定財産情報 第三債務者_氏名(名称)

109	調査結果情報	動産	動産種類
110	調査結果情報	動産	内容
111	調査結果情報	動産	金額
112	調査結果情報	動産	備考
113	調査結果情報	動産	第三債務者住所
114	調査結果情報	動産	第三債務者名称
115	調査結果情報	動産	第三債務者電話番号
116	調査結果情報	車	調査日
117	調査結果情報	車	回答日
118	調査結果情報	車	自動車登録番号
119	調査結果情報	車	車名
120	調査結果情報	車	型式(年式)
121	調査結果情報	車	車台番号
122	調査結果情報	車	原動機の型式
123	調査結果情報	車	使用の本拠位置
124	調査結果情報	車	備考
125	調査結果情報	無体財産権	調査日
126	調査結果情報	無体財産権	回答日
127	調査結果情報	無体財産権	無体財産種類
128	調査結果情報	無体財産権	内容
129	調査結果情報	無体財産権	金額
130	調査結果情報	無体財産権	備考
131	調査結果情報	無体財産権	第三債務者住所
132	調査結果情報	無体財産権	第三債務者名称
133	調査結果情報	無体財産権	第三債務者電話番号
134	調査結果情報	電話加入権	調査日
135	調査結果情報	電話加入権	回答日
136	調査結果情報	電話加入権	電話番号
137	調査結果情報	電話加入権	NTT受付番号
138	調査結果情報	電話加入権	NTT受付日
139	調査結果情報	電話加入権	設置場所
140	調査結果情報	電話加入権	登録住所
141	調査結果情報	電話加入権	備考
142	調査結果情報	決算書	調査日
143	調査結果情報	決算書	年・月・度
144	調査結果情報	決算書	合計金額
145	調査結果情報	決算書	貸借対照表
146	調査結果情報	決算書	損益計算書
147	調査結果情報	決算書	受取手形内訳書
148	調査結果情報	決算書	売掛金内訳書
149	調査結果情報	決算書	借入金及び支払利子の内訳書
150	調査結果情報	決算書	損益計算書(青色)
151	調査結果情報	決算書	月別売上・仕入金額(青色)
152	調査結果情報	決算書	給与賃金の内訳(青色)
153	調査結果情報	決算書	減価償却費の計算(青色)
154	調査結果情報	決算書	貸借対照表(青色)
155	調査結果情報	決算書	不動産所得の収入の内訳(青色)
156	調査結果情報	決算書	その他の内訳書
157	処分予定財産情報	財産分類	
158	処分予定財産情報	財産表示番号	
159	処分予定財産情報	調査日	
160	処分予定財産情報	履行期限(債権のみ使用)	
161	処分予定財産情報	満期日(債権のみ使用)	
162	処分予定財産情報	執行予定日	
163	処分予定財産情報	未確定予定	
164	処分予定財産情報	担当者	

165	処分予定財産情報	財産内容
166	処分予定財産情報	備考
167	処分予定財産情報	宛先(債権用)
168	処分予定財産情報	第三債務者_氏名(名称)
169	処分予定財産情報	第三債務者_住所
170	処分予定財産情報	第三債務者_送付先氏名(名称)
171	処分予定財産情報	第三債務者_送付先住所
172	処分予定財産情報	権利者_権利者種別
173	処分予定財産情報	権利者_設定日
174	処分予定財産情報	権利者_解除日
175	処分予定財産情報	権利者_残債調査日
176	処分予定財産情報	権利者_当初設定額
177	処分予定財産情報	権利者_残債権額
178	処分予定財産情報	権利者_取扱店
179	処分予定財産情報	権利者_職名
180	処分予定財産情報	権利者_権利者氏名(名称)
181	処分予定財産情報	権利者_権利者住所
182	処分予定財産情報	権利者_代理人職名
183	処分予定財産情報	権利者_代理人氏名(名称)
184	処分予定財産情報	権利者_代理人住所
185	処分予定財産情報	権利者_債務者氏名(名称)
186	処分予定財産情報	権利者_債務者住所
187	処分予定財産情報	権利者_備考
188	債務の承認情報	承認日
189	債務の承認情報	備考
190	債務の承認明細情報	調定年度
191	債務の承認明細情報	賦課年度
192	債務の承認明細情報	税目
193	債務の承認明細情報	自治体コード
194	債務の承認明細情報	表示通知書番号
195	債務の承認明細情報	表示期別
196	債務の承認明細情報	納期限日
197	債務の承認明細情報	法定納期限等
198	債務の承認明細情報	期別税額
199	債務の承認明細情報	納付額
200	債務の承認明細情報	延滞金
201	債務の承認明細情報	延滞金納付額
202	債務の承認明細情報	督促手数料
203	債務の承認明細情報	関連者宛名番号
204	債務の承認明細情報	二次納元宛名番号
205	債務の承認明細情報	二次納処分連番
206	時効延長情報	開始日
207	時効延長情報	終了日
208	時効延長情報	事由
209	時効延長情報	備考
210	時効延長明細情報	調定年度
211	時効延長明細情報	賦課年度
212	時効延長明細情報	税目
213	時効延長明細情報	自治体コード
214	時効延長明細情報	表示通知書番号
215	時効延長明細情報	表示期別
216	時効延長明細情報	納期限日
217	時効延長明細情報	法定納期限等
218	時効延長明細情報	期別税額
219	時効延長明細情報	納付額
220	時効延長明細情報	延滞金

221	時効延長明細情報	延滞金納付額
222	時効延長明細情報	督促手数料
223	時効延長明細情報	関連者宛名番号
224	時効延長明細情報	二次納元宛名番号
225	時効延長明細情報	二次納処分連番
226	搜索情報	表示管理番号
227	搜索情報	年度
228	搜索情報	担当者
229	搜索情報	起案日
230	搜索情報	時効中断日
231	搜索情報	延滞金計算日
232	搜索情報	搜索日
233	搜索情報	搜索開始時間
234	搜索情報	搜索終了時間
235	搜索情報	搜索場所
236	搜索情報	搜索第三者
237	搜索情報	搜索立会人
238	搜索情報	備考
239	搜索情報	登録日
240	搜索情報	義務者氏名(名称)
241	搜索情報	義務者氏名(名称)カナ
242	搜索情報	義務者住所
243	搜索明細情報	調定年度
244	搜索明細情報	賦課年度
245	搜索明細情報	税目
246	搜索明細情報	自治体コード
247	搜索明細情報	表示通知書番号
248	搜索明細情報	表示期別
249	搜索明細情報	納期限日
250	搜索明細情報	法定納期限等
251	搜索明細情報	期別税額
252	搜索明細情報	納付額
253	搜索明細情報	延滞金
254	搜索明細情報	延滞金納付額
255	搜索明細情報	督促手数料
256	搜索明細情報	関連者宛名連番
257	搜索明細情報	二次納元宛名番号
258	搜索明細情報	二次納処分連番
259	猶予情報	表示管理番号
260	猶予情報	担当者
261	猶予情報	起案日
262	猶予情報	申請日
263	猶予情報	許可日
264	猶予情報	不許可日
265	猶予情報	延長申請日
266	猶予情報	猶予要件区分
267	猶予情報	猶予区分
268	猶予情報	減免区分
269	猶予情報	猶予期間開始日
270	猶予情報	猶予期間終了日
271	猶予情報	延滞金計算日
272	猶予情報	猶予許可理由
273	猶予情報	取消日
274	猶予情報	取消理由
275	猶予情報	義務者氏名(名称)
276	猶予情報	義務者氏名(名称)カナ

277	猶予情報	義務者住所
278	猶予情報	猶予担保内容
279	猶予明細情報	調定年度
280	猶予明細情報	賦課年度
281	猶予明細情報	税目
282	猶予明細情報	自治体コード
283	猶予明細情報	表示通知書番号
284	猶予明細情報	表示期別
285	猶予明細情報	納期限日
286	猶予明細情報	法定納期限等
287	猶予明細情報	期別税額
288	猶予明細情報	納付額
289	猶予明細情報	延滞金
290	猶予明細情報	延滞金納付額
291	猶予明細情報	督促手数料
292	猶予明細情報	関連者宛名連番
293	猶予明細情報	二次納元宛名番号
294	猶予明細情報	二次納処分連番
295	分納情報	管理表示番号
296	分納情報	担当者
297	分納情報	届出日
298	分納情報	理由
299	分納情報	誓約日
300	分納情報	納付開始日
301	分納情報	期間自
302	分納情報	期間至
303	分納情報	支払日
304	分納情報	分納金額
305	分納情報	分納回数
306	分納情報	分納解除日
307	分納情報	分納解除理由
308	分納情報	解除不履行コメント
309	分納情報	不履行対応日
310	分納情報	不履行対応種類
311	分納情報	承認フラグ
312	分納情報	納付方法
313	分納情報	内入金額
314	分納情報	加算金開始年月
315	分納情報	加算金額
316	分納明細情報	調定年度
317	分納明細情報	賦課年度
318	分納明細情報	税目
319	分納明細情報	自治体コード
320	分納明細情報	表示通知書番号
321	分納明細情報	表示期別
322	分納明細情報	納期限日
323	分納明細情報	法定納期限等
324	分納明細情報	期別税額
325	分納明細情報	納付額
326	分納明細情報	延滞金
327	分納明細情報	延滞金納付額
328	分納明細情報	督促手数料未納額
329	分納明細情報	関連者宛名番号
330	分納明細情報	二次納元宛名番号
331	分納明細情報	二次納処分連番
332	分納計画情報	納付書発行日

333	分納計画情報	納付予定日・支払期日
334	分納計画情報	調定年度
335	分納計画情報	賦課年度
336	分納計画情報	税目
337	分納計画情報	自治体コード
338	分納計画情報	表示通知書番号
339	分納計画情報	表示期別
340	分納計画情報	納期限日
341	分納計画情報	計画税額
342	分納計画情報	計画延滞金
343	分納計画情報	計画手数料
344	受託情報	管理表示番号
345	受託情報	担当者
346	受託情報	届出日
347	受託情報	理由
348	受託情報	受託日
349	受託情報	納付開始日
350	受託情報	期間自
351	受託情報	期間至
352	受託情報	支払日
353	受託情報	分納金額
354	受託情報	分納回数
355	受託情報	受託解除日
356	受託情報	受託解除理由
357	受託情報	解除不履行コメント
358	受託情報	不履行対応日
359	受託情報	不履行対応種類
360	受託情報	承認フラグ
361	受託情報	納付方法
362	受託情報	内入金額
363	受託情報	振出日
364	受託情報	証券種別
365	受託情報	証券番号(初期値)
366	受託情報	取立費用
367	受託情報	支払場所
368	受託情報	支払人
369	受託情報	振出人住所
370	受託情報	振出人氏名
371	受託明細情報	調定年度
372	受託明細情報	賦課年度
373	受託明細情報	税目
374	受託明細情報	自治体コード
375	受託明細情報	表示通知書番号
376	受託明細情報	表示期別
377	受託明細情報	納期限日
378	受託明細情報	法定納期限等
379	受託明細情報	期別税額
380	受託明細情報	納付額
381	受託明細情報	延滞金
382	受託明細情報	延滞金納付額
383	受託明細情報	督促手数料未納額
384	受託明細情報	関連者宛名番号
385	受託明細情報	二次納元宛名番号
386	受託明細情報	二次納処分連番
387	受託計画情報	納付書発行日
388	受託計画情報	支払期日

389	受託計画情報	調定年度
390	受託計画情報	賦課年度
391	受託計画情報	税目
392	受託計画情報	自治体コード
393	受託計画情報	表示通知書番号
394	受託計画情報	表示期別
395	受託計画情報	納期限日
396	受託計画情報	計画税額
397	受託計画情報	計画延滞金
398	受託計画情報	計画手数料
399	受託計画情報	証券番号
400	受託証券情報	支払期日
401	受託証券情報	支払日
402	受託証券情報	証券種別
403	受託証券情報	証券番号
404	受託証券情報	証券枚数
405	受託証券情報	証券額面金額
406	受託予定情報	分納回
407	受託予定情報	納付予定日
408	受託予定情報	証券番号
409	受託予定情報	証券情報番号
410	受託予定情報	額面金額
411	処分情報	処分表示番号
412	処分情報	管理表示番号
413	処分情報	処分年度
414	処分情報	処分種類
415	処分情報	財産分類
416	処分情報	担当者
417	処分情報	コメント
418	処分情報	起案日
419	処分情報	時効中断日
420	処分情報	受付日
421	処分情報	受付番号
422	処分情報	延滞金計算日
423	処分情報	滞納処分費
424	処分情報	調書作成場所
425	処分情報	登記法務局
426	処分情報	執行機関
427	処分情報	職名
428	処分情報	執行機関差押日
429	処分情報	執行機関解除日
430	処分情報	事件内容
431	処分情報	事件年度
432	処分情報	事件番号
433	処分情報	その他事件番号
434	処分情報	該当法
435	処分情報	破産手続開始日
436	処分情報	取立請求した日
437	処分情報	組合持分予告日
438	処分情報	求意見書印刷日
439	処分情報	解除日
440	処分情報	処分解除理由
441	処分明細情報	調定年度
442	処分明細情報	賦課年度
443	処分明細情報	税目
444	処分明細情報	自治体コード

445	処分明細情報	表示通知書番号
446	処分明細情報	表示期別
447	処分明細情報	納期限日
448	処分明細情報	法定納期限等
449	処分明細情報	期別税額
450	処分明細情報	納付額
451	処分明細情報	延滞金
452	処分明細情報	延滞金納付額
453	処分明細情報	督促手数料
454	処分明細情報	関連者宛名番号
455	処分明細情報	二次納宛名番号
456	処分明細情報	二次納処分連番
457	処分財産情報	財産種類
458	処分財産情報	財産表示番号
459	処分財産情報	履行期限(債権のみ使用)
460	処分財産情報	満期日(債権のみ使用)
461	処分財産情報	一部解除日
462	処分財産情報	一部解除理由
463	処分財産情報	財産内容
464	処分財産情報	権利者_種別
465	処分財産情報	権利者_設定日
466	処分財産情報	権利者_解除日
467	処分財産情報	権利者_残債調査日
468	処分財産情報	権利者_当初設定額
469	処分財産情報	権利者_残債権額
470	処分財産情報	権利者_権利者取扱店
471	処分財産情報	権利者_権利者職名
472	処分財産情報	権利者_権利者氏名(名称)
473	処分財産情報	権利者_権利者住所
474	処分財産情報	権利者_代理人職名
475	処分財産情報	権利者_代理人氏名(名称)
476	処分財産情報	権利者_代理人住所
477	処分財産情報	権利者_債務者氏名(名称)
478	処分財産情報	権利者_債務者住所
479	処分財産情報	権利者_備考
480	現在額申立情報	代金納付日
481	現在額申立情報	申立日
482	現在額申立情報	執行機関
483	現在額申立情報	担当官
484	現在額申立情報	担当官名称
485	現在額申立情報	担当官肩書
486	現在額申立明細情報	調定年度
487	現在額申立明細情報	賦課年度
488	現在額申立明細情報	税目
489	現在額申立明細情報	自治体コード
490	現在額申立明細情報	表示通知書番号
491	現在額申立明細情報	表示期別
492	現在額申立明細情報	納期限日
493	現在額申立明細情報	法定納期限等
494	現在額申立明細情報	期別税額
495	現在額申立明細情報	納付額
496	現在額申立明細情報	延滞金
497	現在額申立明細情報	延滞金納付額
498	現在額申立明細情報	督促手数料未納額
499	現在額申立明細情報	破産債権(優先)延滞金
500	現在額申立明細情報	破産債権(劣後)延滞金

501	現在額申立明細情報	関連者宛名連番
502	現在額申立明細情報	処分表示連番
503	現在額申立明細情報	執行日(交付要求日)
504	現在額申立明細情報	該当法
505	配当情報	管理表示番号
506	配当情報	配当場所
507	配当情報	受入日(取立日)
508	配当情報	配当時間
509	配当情報	配当計算書作成日
510	配当情報	種目
511	配当情報	換価代金交付期日
512	配当情報	換価代金
513	配当情報	配当順位
514	配当情報	延滞金計算日
515	配当情報	残余金交付先
516	配当情報	滞納処分費名称
517	配当情報	滞納処分費
518	配当情報	残余金
519	配当明細情報	調定年度
520	配当明細情報	賦課年度
521	配当明細情報	税目
522	配当明細情報	自治体コード
523	配当明細情報	表示通知書番号
524	配当明細情報	表示期別
525	配当明細情報	納期限日
526	配当明細情報	法定納期限等
527	配当明細情報	期別税額
528	配当明細情報	納付額
529	配当明細情報	延滞金
530	配当明細情報	延滞金納付額
531	配当明細情報	督促手数料未納額
532	配当明細情報	関連者宛名連番
533	配当明細情報	本税未納額(配当用)
534	配当明細情報	延滞金未納額(配当用)
535	配当明細情報	督促料未納額(配当用)
536	配当明細情報	本税配当額
537	配当明細情報	延滞金配当額
538	配当明細情報	督促料配当額
539	配当財産情報	財産種類
540	配当財産情報	履行期限(債権のみ使用)
541	配当財産情報	満期日(債権のみ使用)
542	配当財産情報	財産内容
543	配当財産情報	権利者_権利者種別
544	配当財産情報	権利者_設定日
545	配当財産情報	権利者_解除日
546	配当財産情報	権利者_残債調査日
547	配当財産情報	権利者_当初設定額
548	配当財産情報	権利者_残債権額
549	配当財産情報	権利者_権利者取扱店
550	配当財産情報	権利者_権利者職名
551	配当財産情報	権利者_権利者氏名(名称)
552	配当財産情報	権利者_権利者住所
553	配当財産情報	権利者_代理人職名
554	配当財産情報	権利者_代理人氏名(名称)
555	配当財産情報	権利者_代理人住所
556	配当財産情報	権利者_債務者氏名(名称)

557	処分明細情報	表示通知書番号
558	処分明細情報	表示期別
559	処分明細情報	納期限日
560	処分明細情報	法定納期限等
561	処分明細情報	期別税額
562	処分明細情報	納付額
563	処分明細情報	延滞金
564	処分明細情報	延滞金納付額
565	処分明細情報	督促手数料
566	処分明細情報	関連者宛名番号
567	処分明細情報	二次納宛名番号
568	処分明細情報	二次納処分連番
569	処分財産情報	財産種類
570	処分財産情報	財産表示番号
571	処分財産情報	履行期限(債権のみ使用)
572	処分財産情報	満期日(債権のみ使用)
573	処分財産情報	一部解除日
574	処分財産情報	一部解除理由
575	処分財産情報	財産内容
576	処分財産情報	権利者_種別
577	処分財産情報	権利者_設定日
578	処分財産情報	権利者_解除日
579	処分財産情報	権利者_残債調査日
580	処分財産情報	権利者_当初設定額
581	処分財産情報	権利者_残債権額
582	処分財産情報	権利者_権利者取扱店
583	処分財産情報	権利者_権利者職名
584	処分財産情報	権利者_権利者氏名(名称)
585	処分財産情報	権利者_権利者住所
586	処分財産情報	権利者_代理人職名
587	処分財産情報	権利者_代理人氏名(名称)
588	処分財産情報	権利者_代理人住所
589	処分財産情報	権利者_債務者氏名(名称)
590	処分財産情報	権利者_債務者住所
591	処分財産情報	権利者_備考
592	現在額申立情報	代金納付日
593	現在額申立情報	申立日
594	現在額申立情報	執行機関
595	現在額申立情報	担当官
596	現在額申立情報	担当官名称
597	現在額申立情報	担当官肩書
598	現在額申立明細情報	調定年度
599	現在額申立明細情報	賦課年度
600	現在額申立明細情報	税目
601	現在額申立明細情報	自治体コード
602	現在額申立明細情報	表示通知書番号
603	現在額申立明細情報	表示期別
604	現在額申立明細情報	納期限日
605	現在額申立明細情報	法定納期限等
606	現在額申立明細情報	期別税額
607	現在額申立明細情報	納付額
608	現在額申立明細情報	延滞金
609	現在額申立明細情報	延滞金納付額
610	現在額申立明細情報	督促手数料未納額
611	現在額申立明細情報	破産債権(優先)延滞金
612	現在額申立明細情報	破産債権(劣後)延滞金

613	延滞金減免財産情報	財産内容
614	執行停止情報	表示管理番号
615	執行停止情報	停止欠損年度
616	執行停止情報	担当者
617	執行停止情報	起案日
618	執行停止情報	決裁日
619	執行停止情報	該当事項
620	執行停止情報	即時区分
621	執行停止情報	処分状況
622	執行停止情報	資産状況
623	執行停止情報	滞納原因
624	執行停止情報	その他
625	執行停止情報	停止解除理由
626	執行停止情報	停止解除日
627	執行停止情報	義務者氏名(名称)
628	執行停止情報	義務者氏名(名称)カナ
629	執行停止情報	義務者住所
630	執行停止情報	停止理由内容
631	執行停止明細情報	一部解除日
632	執行停止明細情報	調定年度
633	執行停止明細情報	賦課年度
634	執行停止明細情報	税目
635	執行停止明細情報	自治体コード
636	執行停止明細情報	表示通知書番号
637	執行停止明細情報	表示期別
638	執行停止明細情報	納期限日
639	執行停止明細情報	法定納期限等
640	執行停止明細情報	期別税額
641	執行停止明細情報	納付額
642	執行停止明細情報	延滞金
643	執行停止明細情報	延滞金納付額
644	執行停止明細情報	督促手数料
645	執行停止明細情報	関連者宛名番号
646	執行停止明細情報	二次納元宛名番号
647	執行停止明細情報	二次納処分連番
648	執行停止詳細情報	収入_継続的収入
649	執行停止詳細情報	収入_継続的収入調査日
650	執行停止詳細情報	収入_申告書
651	執行停止詳細情報	収入_申告書調査日
652	執行停止詳細情報	財産_不動産有無
653	執行停止詳細情報	財産_不動産
654	執行停止詳細情報	財産_不動産調査日
655	執行停止詳細情報	財産_預貯金
656	執行停止詳細情報	財産_預貯金調査日
657	執行停止詳細情報	財産_保険
658	執行停止詳細情報	財産_保険調査日
659	執行停止詳細情報	財産_売掛金
660	執行停止詳細情報	財産_売掛金調査日
661	執行停止詳細情報	財産_その他
662	執行停止詳細情報	財産_その他調査日
663	執行停止詳細情報	支出_負債
664	執行停止詳細情報	支出_負債調査日
665	執行停止詳細情報	支出_公租公課
666	執行停止詳細情報	支出_公租公課調査日
667	執行停止詳細情報	現地調査_現地状況
668	執行停止詳細情報	現地調査_現地状況調査日

669	執行停止詳細情報	現地調査_自動車
670	執行停止詳細情報	現地調査_自動車調査日
671	執行停止詳細情報	現地調査_その他
672	執行停止詳細情報	現地調査_その他調査日
673	執行停止詳細情報	執行停止理由(詳細用)
674	執行停止詳細情報	職業
675	執行停止詳細情報	郵便状況 納税通知書区分
676	執行停止詳細情報	郵便状況 納税通知書日付
677	執行停止詳細情報	郵便状況 督促状区分
678	執行停止詳細情報	郵便状況 督促状日付
679	執行停止詳細情報	郵便状況 催告書区分
680	執行停止詳細情報	郵便状況 催告書日付
681	執行停止詳細情報	住所情報 住民登録区分
682	執行停止詳細情報	住所情報 職権削除日
683	執行停止詳細情報	住所情報 居住の事実区分
684	執行停止詳細情報	住所情報 現在の居住者区分
685	執行停止詳細情報	住所情報 現在の居住者
686	執行停止詳細情報	住所情報 転出時期等区分
687	執行停止詳細情報	住所情報 転出日
688	執行停止詳細情報	住所情報 転出先
689	執行停止詳細情報	財産状況 電話加入権区分
690	執行停止詳細情報	財産状況 電話加入権内容
691	執行停止詳細情報	財産状況 電話加入権価値区分
692	執行停止詳細情報	財産状況 不動産区分
693	執行停止詳細情報	財産状況 不動産内容
694	執行停止詳細情報	財産状況 不動産価値区分
695	執行停止詳細情報	財産状況 債権区分
696	執行停止詳細情報	財産状況 債権内容
697	執行停止詳細情報	財産状況 債権価値区分
698	執行停止詳細情報	財産状況 自動車区分
699	執行停止詳細情報	財産状況 自動車内容
700	執行停止詳細情報	財産状況 自動車価値区分
701	執行停止詳細情報	財産状況 遺留財産区分
702	執行停止詳細情報	財産状況 遺留財産内容
703	執行停止詳細情報	財産状況 遺留財産価値区分
704	執行停止詳細情報	財産状況 その他の財産区分
705	執行停止詳細情報	財産状況 その他の財産内容
706	執行停止詳細情報	財産状況 その他の財産価値区分
707	執行停止詳細情報	負債状況 負債の種類
708	執行停止詳細情報	負債状況 債権者
709	執行停止詳細情報	負債状況 負債額
710	執行停止詳細情報	負債状況 備考
711	執行停止詳細情報	生計状況 生活保護法区分
712	執行停止詳細情報	生計状況 生活保護開始日
713	執行停止詳細情報	生計状況 最新の合計所得額
714	執行停止詳細情報	生計状況 生活困窮区分
715	執行停止詳細情報	生計状況 収入額
716	執行停止詳細情報	生計状況 差押禁止範囲内区分
717	執行停止詳細情報	生計状況 本人高齢で無職区分
718	執行停止詳細情報	生計状況 本人、家族により扶養区分
719	執行停止詳細情報	生計状況 未申告のため勤務先不明区分
720	執行停止詳細情報	生計状況 家族構成
721	執行停止詳細情報	生計状況 国税徴収法第76条第1項第4号の額
722	執行停止詳細情報	生計状況 生活維持の状況
723	執行停止詳細情報	納税状況 直近の納税区分
724	執行停止詳細情報	納税状況 直近の納税日

725	執行停止詳細情報	納税状況 今後の納税見込み区分
726	執行停止詳細情報	納税状況 今後の納税見込み日
727	執行停止詳細情報	他機関状況 機関名
728	執行停止詳細情報	他機関状況 区分
729	執行停止詳細情報	他機関状況 滞納額計
730	執行停止詳細情報	他機関状況 執行停止区分
731	執行停止詳細情報	他機関状況 滞納処分区分
732	執行停止詳細情報	裁判所情報 名称
733	執行停止詳細情報	裁判所情報 区分
734	執行停止詳細情報	裁判所情報 事件番号
735	執行停止詳細情報	滞納処分状況 執行日
736	執行停止詳細情報	滞納処分状況 差押財産
737	執行停止詳細情報	滞納処分状況 公売
738	執行停止詳細情報	滞納処分状況 配当金額
739	執行停止詳細情報	滞納処分状況 備考
740	執行停止詳細情報	調査経緯 調査日
741	執行停止詳細情報	調査経緯 調査結果
742	執行停止詳細情報	理由 チェック
743	執行停止詳細情報	理由 その他内容
744	欠損情報	表示管理番号
745	欠損情報	欠損年度
746	欠損情報	担当者
747	欠損情報	起案日
748	欠損情報	決裁日
749	欠損情報	該当事項
750	欠損情報	即時区分
751	欠損情報	処分状況
752	欠損情報	資産状況
753	欠損情報	滞納原因
754	欠損情報	その他
755	欠損情報	決議内容
756	欠損情報	該当事項15-7-1区分
757	欠損情報	該当事項15-7-4区分
758	欠損情報	該当事項15-7-5区分
759	欠損情報	該当事項18-1区分
760	欠損情報	不納欠損日
761	欠損情報	義務者氏名(名称)
762	欠損情報	義務者氏名(名称)カナ
763	欠損情報	義務者住所
764	欠損情報	理由内容
765	欠損明細情報	調定年度
766	欠損明細情報	賦課年度
767	欠損明細情報	税目
768	欠損明細情報	自治体コード
769	欠損明細情報	表示通知書番号
770	欠損明細情報	表示期別
771	欠損明細情報	納期限日
772	欠損明細情報	法定納期限等
773	欠損明細情報	期別税額
774	欠損明細情報	納付額
775	欠損明細情報	延滞金
776	欠損明細情報	延滞金納付額
777	欠損明細情報	督促手数料
778	欠損明細情報	時効完成日
779	欠損明細情報	処分法令
780	欠損明細情報	関連者宛名番号

781	欠損明細情報	二次納元宛名番号
782	欠損明細情報	二次納処分連番
783	公売物件情報	物件番号
784	公売物件情報	物件管理番号
785	公売物件情報	公売状況
786	公売物件情報	鑑定価額
787	公売物件情報	減額率
788	公売物件情報	調整価額
789	公売物件情報	見積価額
790	公売物件情報	累積滞納処分費
791	公売物件情報	公売保証金
792	公売物件情報	取消日
793	公売物件情報	公売取消理由
794	公売物件情報	鑑定書納付期限
795	公売物件情報	鑑定書納付日
796	公売物件情報	鑑定人名称
797	公売物件情報	鑑定人住所
798	公売物件情報	買受人備考
799	公売財産情報	宛名番号
800	公売財産情報	処分表示番号
801	公売財産情報	処分種類
802	公売財産情報	財産分類
803	公売財産情報	過去公売の物件管理番号
804	公売財産情報	財産内容
805	公売交付要求者情報	残債権額
806	公売交付要求者情報	権利者取扱店
807	公売交付要求者情報	権利者種別
808	公売交付要求者情報	設定日
809	公売交付要求者情報	氏名
810	公売交付要求者情報	住所
811	公売交付要求者情報	備考
812	公売買受人情報	申込日
813	公売買受人情報	保証金納付日
814	公売買受人情報	入札価額
815	公売買受人情報	買受代金納付日
816	公売買受人情報	取消日
817	公売買受人情報	取消理由コード連番
818	公売買受人情報	売却決定日(次順位)
819	公売買受人情報	売却決定時間(次順位)
820	公売買受人情報	買受代金納付場所(次順位)
821	公売買受人情報	買受代金納付期限(次順位)
822	公売買受人情報	買受代金納付期限時間(次順位)
823	公売買受人情報	最高価申込者取消日
824	公売買受人情報	氏名
825	公売買受人情報	住所
826	公売買受人情報	電話番号
827	公売買受人情報	代理人氏名
828	公売買受人情報	代理人住所
829	公売買受人情報	代理人電話番号
830	公売買受人情報	備考
831	相続情報	被相続人_宛名番号
832	相続情報	被相続人_登録日
833	相続情報	被相続人_相続開始日
834	相続情報	被相続人_指定期日
835	相続情報	被相続人_被相続人本税額
836	相続情報	相続承継人_関連者続柄

837	相続情報	相続承継人_宛名番号
838	相続情報	相続承継人_相続按分分子
839	相続情報	相続承継人_相続按分分母
840	相続情報	相続承継人_納税義務承継額
841	相続情報	相続承継人_納付責任額
842	相続明細情報	納期限日
843	相続明細情報	調定年度
844	相続明細情報	賦課年度
845	相続明細情報	税目
846	相続明細情報	自治体コード
847	相続明細情報	表示通知書番号
848	相続明細情報	表示期別
849	相続明細情報	法定納期限等
850	相続明細情報	期別税額
851	相続明細情報	納付額
852	相続明細情報	延滞金
853	相続明細情報	延滞金納付額
854	相続明細情報	督促手数料未納額
855	承継通知情報	宛名番号
856	承継通知情報	登録日
857	承継通知情報	相続開始日
858	承継通知情報	指定期日
859	承継通知情報	被相続人本税額
860	承継通知情報	備考
861	承継通知情報	承継人_関連者続柄
862	承継通知情報	承継人_相続人宛名番号
863	承継通知情報	承継人_相続按分分子
864	承継通知情報	承継人_相続按分分母
865	承継通知情報	承継人_納税義務承継額
866	承継通知情報	承継人_納付責任額
867	承継明細情報	納期限日
868	承継明細情報	調定年度
869	承継明細情報	賦課年度
870	承継明細情報	税目
871	承継明細情報	自治体コード
872	承継明細情報	表示通知書番号
873	承継明細情報	表示期別
874	承継明細情報	法定納期限等
875	承継明細情報	期別税額
876	承継明細情報	納付額
877	承継明細情報	延滞金
878	承継明細情報	延滞金納付額
879	承継明細情報	督促手数料未納額
880	承継明細情報	関連者宛名番号
881	二次納情報	管理番号
882	二次納情報	二次納対象宛名連番
883	二次納情報	発送日(法定納期限等)
884	二次納情報	二次納理由
885	二次納情報	納付すべき額
886	二次納情報	納付責任額
887	二次納情報	根拠規定
888	二次納明細情報	納期限日
889	二次納明細情報	督促発送日
890	二次納明細情報	督促公示日
891	二次納明細情報	調定年度
892	二次納明細情報	賦課年度

893	二次納明細情報 税目
894	二次納明細情報 自治体コード
895	二次納明細情報 表示通知書番号
896	二次納明細情報 表示期別
897	二次納明細情報 法定納期限等
898	二次納明細情報 期別税額
899	二次納明細情報 納付額
900	二次納明細情報 延滞金
901	二次納明細情報 延滞金納付額
902	二次納明細情報 督促手数料未納額
903	二次納明細情報 関連者宛名番号
904	催告発送履歴情報 延滞金計算日
905	催告発送履歴情報 発送日
906	催告発送履歴情報 公示日
907	催告発送履歴情報 帳票種類
908	催告発送履歴情報 帳票名称
909	催告発送履歴明細情報 調定年度
910	催告発送履歴明細情報 賦課年度
911	催告発送履歴明細情報 税目
912	催告発送履歴明細情報 自治体コード
913	催告発送履歴明細情報 表示通知書番号
914	催告発送履歴明細情報 表示期別
915	催告発送履歴明細情報 催告対象本税額
916	催告発送履歴明細情報 催告対象延滞金額
917	催告発送履歴明細情報 催告対象手数料額
918	帳票発行情報 発行日
919	帳票発行情報 発行時間
920	帳票発行情報 帳票発行番号
921	帳票発行情報 発送日
922	帳票発行情報 帳票名称
923	帳票発行情報 帳票発番号
924	帳票発行情報 処分等管理番号
925	帳票発行情報 担当者
926	帳票発行情報 延滞金計算日
927	帳票発行情報 期限日
928	帳票発行情報 調査種類
929	帳票発行情報 調査照会書宛先
930	帳票発行情報 調査照会書宛先住所
931	帳票発行情報 調査照会判明日(回答日)
932	帳票発行情報 調定年度
933	帳票発行情報 賦課年度
934	帳票発行情報 税目
935	帳票発行情報 自治体コード
936	帳票発行情報 表示通知書番号
937	帳票発行情報 表示期別
938	帳票発行情報 本税額
939	帳票発行情報 延滞金額
940	帳票発行情報 督促手数料額
941	帳票発行情報 返戻日
942	帳票発行情報 返戻事由
943	スケジュール情報 担当者
944	スケジュール情報 所属
945	スケジュール情報 予定日
946	スケジュール情報 未確定予定
947	スケジュール情報 予定日時間
948	スケジュール情報 宛名番号

949	スケジュール情報 アラート日
950	スケジュール情報 内容
951	スケジュール情報 行き先
952	スケジュール情報 宛先情報
953	スケジュール情報 備考
954	継続予定情報 担当者
955	継続予定情報 所属
956	継続予定情報 宛名番号
957	継続予定情報 内容
958	継続予定情報 行き先
959	継続予定情報 宛先情報
960	継続予定情報 予定日
961	継続予定情報 支払日
962	継続予定情報 回数
963	継続予定情報 予定日時間
964	継続予定情報 財産区分
965	継続予定情報 備考
966	継続予定情報 登録日

構成情報 識別情報	
No	項目名
1	個人番号
2	宛名番号

構成情報 連絡先等情報	
No	項目名
1	氏名
2	生年月日
3	性別
4	住所
5	電話番号
6	世帯番号
7	続柄
8	世帯主氏名

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
1.国民健康保険税情報ファイル 2.収納・滞納整理ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・窓口において、届出内容や本人確認書類の確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・庁内連携システムから入手する際には、利用する職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、目的以外の入手が行われないようにする。 ＜国保連合会からの入手における措置＞ 【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 *:ここでの関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている（宛名番号が同じ）人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】 ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 *:ここでの指定されたインタフェースとは、国保総合（国保集約）システムの外部インターフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合（国保集約）システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目（法令等で定められた範囲）でないと、国保連合会の国保総合（国保集約）システムからデータ配信ができないしくみになっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜国保連合会からの入手における措置＞

【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置の内容】

・国保総合PCにおける措置

・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータを送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。

【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置の内容】

・国保総合PCにおける措置

・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。

・さらに、国保連合会においても当市の国民健康保険市区町村事務処理システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。

・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。

・国保連合会から配信される被保険者情報については、当市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市および他市の双方に配信され、当市および他市の職員が確認している。

・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。

・国民健康保険市区町村事務処理システムにおける措置

・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険市区町村事務処理システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。

【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容】

・国保総合PCにおける措置

・当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。

・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。

・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。

・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータ漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

・国保総合PCと既存の国民健康保険市区町村事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。

・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。

・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。

・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。

・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。

・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容

・個人番号利用業務以外の業務には、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようにシステムにおいてアクセス制御を行う。

・事務に必要な情報はシステム内に保持しない。

＜国保総合PCにおける措置＞

・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。

※:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。

リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・システムを利用する職員をユーザーIDにより識別し、パスワード及び生体情報による2要素認証を実施する。 ・人事異動等によりアクセス権限に変更があった場合は、速やかに失効処理等を行う。 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報 が不正に使用されること のリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	
その他の措置の内容		<国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<国保総合PCにおける措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査される。 * :ここでのGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 ・国保総合PCと既存の自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。 ・電子記録媒体は使用簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないかを監査する。			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	秘密保持義務、目的外利用の禁止、再委託における条件等を定め、委託先の必要かつ適切な監督を行うこととする。	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		再委託を行う場合は、上記と同様の義務を再委託先にも遵守させることとする。また、事前に委託者(市)の許可を必要とする。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<国保連合会における措置> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムを国保連合会が委託するデータセンター((株)茨城計算センター土浦事業所)に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、使用簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 <取りまとめ機関における措置> ・基盤機構が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		☐ 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール		☐ 定めている	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		番号法及び条例の規定により、認められる範囲の特定個人情報の移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供を行う。	
その他の措置の内容		権限を持った外部媒体にのみ情報の取り出しができるようにシステムで制限を行う。	
リスクへの対策は十分か		☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<水戸市における措置> ①番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。 ②システムによる接続では、認証機能により、あらかじめ研修を受講し、承認された職員以外が情報を入手できないように制御を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な端末接続の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	＜国保総合（国保集約）システムの保管・消去＞ ・国保総合PCにおける措置（技術的対策） ・市区町村と国保総合（国保集約）システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで利用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
記憶装置の廃棄は、職員が立ち会いの上、装置を物理破壊することにより廃棄する。機器リース終了による返却の場合も同様とする。紙文書等は、溶解または、細断処分を行う。 ＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞ ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスク及び特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 ＜取りまとめ機関における措置＞ ・基盤機構が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	
8. 監査	
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 選択肢 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	＜水戸市における措置＞ ①各所属により選任された者に対し、e-ラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施することとしている。 ②各所属において情報技術・情報セキュリティ推進員を設置し、所属単位での情報セキュリティ意識の向上を行っている。 ③定期的な情報セキュリティ研修を開催し、リテラシー向上を図っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 ＜国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発＞ ①教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ②教育頻度:年間1回程度 ③教育方法:集合教育 ④教育対象:職員および嘱託員 ⑤違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ⑥委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。

10. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高いレベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜取りまとめ機関における措置＞

・基盤機構が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 総務部総務法制課
②請求方法	
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 保健医療部国保年金課、財務部税務事務所収税課 電話番号 029-232-9166, 029-232-9145
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年9月25日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月6日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の 1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,87,93,106の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第1条,第2条,第3条,第4条,第5条,第19条,第20条,第25条,第33条,第43条,第44条,第46条,第53条 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の27,42,43,44,45の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第20条,第25条,第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の 1,2,3,4,5,9,17,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,87,93,106,120の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第1条,第2条,第3条,第4条,第5条,第8条,第12条の3,第19条,第20条,第22条の2,第24条の2,第25条の2,第25条,第31条の2の2,第33条,第43条,第44条,第46条,第53条,第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の27,42,43,44,45の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第20条,第25条,第25条の2,第26条	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年3月25日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	⑥再発行機能 保険証, 短期証, 資格者証	⑥再発行機能 資格確認書, 資格情報のお知らせ	事後	
令和7年3月25日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	⑥再発行機能 保険証, 短期証, 資格者証	⑥再発行機能 資格確認書, 資格情報のお知らせ	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.国民健康保険情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	①被保険者証発行に関する事務 資格を付与し対象者へ被保険者証・短期証・資格証を発行する。	①資格確認証等発行に関する事務 資格を付与し対象者へ資格確認書・資格情報のお知らせを発行する。	事後	
令和7年3月25日	I 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)別表第一の16,30の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第16条,第24条	番号法第9条(利用範囲)第1項 別表24、44の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第16条、第24条	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年3月25日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の 1,2,3,4,5,9,17,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,87,93,106,120の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第1条,第2条,第3条,第4条,第5条,第8条,第12条の3,第19条,第20条,第22条の2,第24条の2,第25条の2,第25条,第31条の2の2,第33条,第43条,第44条,第46条,第53条,第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の27,42,43,44,45の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第20条,第25条,第25条の2,第26条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、79、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173、の項 (情報照会の根拠) 1、2、3、48、69、70、71の項	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.国民健康保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	番号法第19条7号 別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令別表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.国民健康保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 ①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令別表	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.国民健康保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 ②提供先における用途	番号法第19条7号 別表第二に定める事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令別表に定める事務	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.国民健康保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 ③提供する情報	番号法第19条7号 別表第二における医療保険給付関係情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令別表における医療保険給付関係情報	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.国民健康保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2	番号法第9条第1項 別表第一の8,84の項	番号法第9条第1項 別表の8,87の項	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.国民健康保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3	番号法第9条第1項 別表第一の10の項	番号法第9条第1項 別表の14の項	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.国民健康保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4	番号法第9条第1項 別表第一の15,48の項	番号法第9条第1項 別表の23,68の項	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.国民健康保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5	番号法第9条第1項 別表第一の41の項	番号法第9条第1項 別表の61の項	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.国民健康保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6	番号法第9条第1項 別表第一の68の項	番号法第9条第1項 別表の100の項	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.国民健康保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	保健医療部 保健予防課	保健医療部 感染症対策課	事後	
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.国民健康保険情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	(文章追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	(文章追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和8年9月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	社会保険診療報酬支払基金	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構	事後	法人名称の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和8年9月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	支払基金等	基盤機構等	事後	法人名称の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和8年9月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	支払基金	基盤機構	事後	法人名称の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和8年9月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム15 ②システムの機能	支払基金	基盤機構	事後	法人名称の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルを取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名	支払基金	基盤機構	事後	法人名称の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和8年9月25日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルを取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	支払基金	基盤機構	事後	法人名称の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和8年9月25日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	支払基金	基盤機構	事後	法人名称の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和8年9月25日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	支払基金	基盤機構	事後	法人名称の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。